

特集 「議会改革特別委員会」

新たに7項目を中間報告

平成24年9月定例会で行った中間報告の新たな取り組み7項目の概要をお知らせします。

常任委員会・ 担当部局との関係

委員会を開催する時に必ず所管事務調査も行い、定例会ごとに報告することで議会の活性化や議会活動の周知を図ります。(※市役所の事務を分類し、それぞれの委員会に調査権限が与えられています。)

【実施目標：H24. 12】

行政視察調査・ 報告書

先進的な取り組みをしている他自治体を直接調査する行政視察調査の充実を図るため、視察時の質疑や視察者個々の所感も報告書に記載し、ホームページに掲載します。

【実施目標：H25. 4】

請願・陳情の扱い

請願が憲法で規定されている一方、取り扱いが明確でなかった陳情を、陳情に同意する議員からの申し出により、請願と同様の取り扱いをします。

【実施目標：H25. 3】

費用弁償

議会開会日～閉会日の期間に開催される常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会への出席は、議員の本務としての活動期間中であるため、上記期間に開催される各委員会の出席日当を廃止します。

【実施目標：H25. 4】

政務調査費

政務調査費は、議員の政務調査活動に非常に役立っていると考えますが、市の厳しい財政状況を勘案し、1万円減額、月額2万円とし、減額期間は現議員の任期までとします。さらに使用状況並びに調査報告をホームページで公開します。

【実施目標：H25. 4】

全員協議会のあり方

市の計画や他自治体等との関係調整について協議や調整が行われてきた全員協議会を正式な会議として位置づけ、会議録の公開も行うことにします。

【実施目標：H25. 4】

議長交際費の公開

議長等が市議会を代表して、個人・団体との交際において支出する経費をホームページで公開することで、透明性を高め、公正で開かれた議会運営を図ります。

【実施目標：H25. 2】



中間報告内容を議員全員に説明する
畑山委員長、堰野端副委員長



中間報告の内容全文はホームページでご覧いただくことができます。

http://www.city.towada.lg.jp/youkoso/gikai2011/gikaikaikaku/houkoku_h2409.pdf